

広島県告示第八百七十八号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和八年八月二十日

広島県知事 横 田 美 香

|         |                       |  |
|---------|-----------------------|--|
| 告示番号    | 令和二年広島県告示第七百七十八号      |  |
| 所 在 地   | 特 定 農 業 用 た め 池 の 名 称 |  |
| 広島県東広島市 | 河内東池外一箇所（別表三のとおり）     |  |

|         |                       |  |
|---------|-----------------------|--|
| 告示番号    | 令和二年広島県告示第八十八号        |  |
| 所 在 地   | 特 定 農 業 用 た め 池 の 名 称 |  |
| 広島県東広島市 | 武士の池1号（別表三のとおり）       |  |

|       |                       |  |
|-------|-----------------------|--|
| 告示番号  | 令和三年広島県告示第四百三十号       |  |
| 所 在 地 | 特 定 農 業 用 た め 池 の 名 称 |  |
| 広島県呉市 | 蕨郷池外三箇所（別表一のとおり）      |  |

|         |                       |  |
|---------|-----------------------|--|
| 告示番号    | 令和三年広島県告示第六百号         |  |
| 所 在 地   | 特 定 農 業 用 た め 池 の 名 称 |  |
| 広島県呉市   | 三ツ池下外二箇所（別表一のとおり）     |  |
| 広島県庄原市  | 田部池2号池外一箇所（別表二のとおり）   |  |
| 広島県東広島市 | 目田池（別表三のとおり）          |  |

別表一から別表三までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局ため池・農地防災担当に備え置いて縦覧に供する。